

虐待防止に関する指針

新城市訪問看護ステーション

1. 基本方針

利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、福祉の増進に努めます。

2. 虐待の定義

虐待とは、職員から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいいます。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為にを加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。(蹴る、殴る、たばこを押し付ける、熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない、戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める、紐などで縛る等)

(2) 性的虐待

利用者に対しわいせつな行為をすること、または利用者に対してわいせつな行為をさせること。(性交、性的暴力、性的行為の強要、性的雑誌やDVDを見るように強いる、裸の写真や映像を撮る等)

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しい拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。(「そんなことをすると外出させない」など言葉による脅迫、「何度言えばわかるの」など心を傷つけることを繰り返す。成人の利用者を子ども扱いするなど自尊心を傷つける、馬鹿にする、無視する、他者と差別的な対応をする等)

(4) ネグレクト

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前(3)に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。(自己決定と言って放置する、失禁していても衣服を取り替えない、栄養不良のまま放置、病気の看護を怠る、話しかけられても無視する、拒否的態度を示す等)

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。(利用者の同意を得ない年金等の流用など財産の不当な処分)

3. 虐待防止委員会

虐待防止委員会の設置及び虐待防止に関する責務等虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり「虐待防止委員会(以下「委員会」という。)を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講じます。

(1) 委員会の名称は「虐待防止委員会」とする。

(2) 委員会の委員長は所長が務める。

(3) 委員会の委員は、委員長が選出する。

(4) 委員会は年1回以上、委員長が必要と認めた時に開催するとともに、その

結果について職員へ周知徹底を図る。

(5) 委員会の審議事項

- ・ 基本理念、行動模範等、職員への周知に関する事。
- ・ 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関する事。
- ・ 職員が支援等に関する悩みを相談することのできる相談体制に関する事。
- ・ 虐待防止、早期発見等に向けた取り組みに関する事。
- ・ 苦情解決制度、第三者評価、成年後見制度の活用に関する事。
- ・ 虐待発見時の対応に関する事。
- ・ その他人権侵害、虐待防止に関する事。

4. 虐待防止のための職員研修に関する方針

虐待防止、早期発見と発生時の速やかな被虐待者保護を実務化するため、定期的な研修（年1回以上）を実施するものとする。研修内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止の徹底を行うものとする。研修実施内容は、都度委員会において記録し保管する。

5. 虐待防止に関する責務等

(1) 虐待防止に関する責任者は所長とする。

(2) 虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待防止を啓発、普及する為の職員に対する研修の実施を図ると共に、苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止等取り組みを推進する。また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報をしなければならない。

新城市役所高齢者支援課 電話番号 (0536) 23-7688

厚生労働省ホームページより

◇養護者、養介護施設従事者等による高齢者虐待のスキーム◇

養護者による高齢者虐待	養介護施設従事者等による高齢者虐待
<p>[市町村の責務] 相談・通報受理、居室確保、養護者の支援</p> <p>[都道府県の責務] 市町村の施策への援助等</p>	<p>[市町村の責務] 相談・通報受理、老人福祉法・介護保険法に基づく適切な権限を行使</p> <p>[都道府県の責務] 老人福祉法・介護保険法に基づく適切な権限を行使、措置等の公表</p> <p>[設置者等の責務] 当該施設等における高齢者に対する虐待防止等のための措置を実施</p>
<p>虐待発見 → 通報 → 市町村</p> <p>①事実確認（立入調査） ②措置（やむを得ない事由による措置、面会制限） ③成年後見人の市町村長申立</p>	<p>虐待発見 → 通報 → 市町村 → 報告 → 都道府県</p> <p>①事実確認 ②老人福祉法、介護保険法の規定による権限の適切な行使</p> <p>①監督権限の適切な行使 ②措置等の公表</p>

6. 虐待の早期発見等への対応

(1) 虐待の早期発見

虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や責任者等への報告が重要です。なお、虐待とは利用者の権利侵害する些細な行為から虐待へとエスカレートする傾向にあることを認識し、平素から、責任者等は、利用者、家族、職員とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に務めることが必要です。

(2) 虐待発見時の早期対応

虐待もしくは、虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全、安心の確保を最優先に、誠意ある対応や説明をすること及び利用者や家族に十分配慮すること、また、被害者のプライバシー保護を大前提としながらも、対外的な説明責任を果たすことなど、速やかに組織的な対応を図ること、また、行政に通報、相談することとします。さらには、発生要因を十分に調査、分析するとともに、再発防止に向けて、組織体制の強化、職員の意識啓発等について、一層の徹底を図ることに務めることとします。

7. 職員等が留意すべき事項

職員等は、当ステーションの基本理念及び行動指針に掲げる利用者の人格を尊重することを深く認識し、虐待を防止するために次に掲げる事項に留意することとします。

虐待事案の発生は、利用者の生命と生活を脅かすことのみならず、ステーションとしての社会的な信頼を著しく損なうこと、そして、その後の事業経営において大きな困難を抱えることになる問題として十分に認識する必要があります。

(1) 意識の重要性

- ・常に利用者の人格や権利を尊重すること
- ・職員等は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者の立場に立った言動を心掛けること。
- ・虐待に関する受け止め方には、利用者による個人差や性差などがあることを、絶えず認識すること。

(2) 基本的な心構え

- ・利用者との人間関係が構築されている（親しい間柄）と、独りよがりではないこと。
- ・利用者が職員の言動に対し虐待であるとの意思表示をした場合は、その言動を繰り返さないこと。
- ・利用者本人は心理的苦痛を感じていても、それを訴えたり、拒否することができない場合もあることを認識すること。
- ・職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、虐待とみられる言動について、職員同士で注意を促すこと。
- ・虐待（疑い）を受けている利用者について見聞きした場合は、利用者の立場に立って、事実確認や懇切丁寧な相談支援を行うとともに、責任者に速やかに報告すること。
- ・職場内の虐待に係る問題や発言等を個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場環境を確保するための契機とする意識を持つとともに、責任者への速やかな報告は職員等の義務であることを認識すること。

8. 成年後見制度利用支援に関する事項

家族がない又は、家族の支援が著しく乏しい利用者の権利擁護が図られるよう、成年後見制度について利用者や家族に適切な情報提供を行うとともに社会福祉協議会等の適切な窓口を案内等の支援を行う。

9. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

(1) 苦情窓口の設置

虐待に関する苦情を受け付ける専用窓口（所長）を設置する。利用者が自由に利用でき、安心して相談できるような環境で運営される。

(2) 苦情の迅速な対応

受け付けた苦情に対して迅速に対応し、事実関係の調査を行う。必要に応じて、適切な措置を講じる。

(3) 透明性の保持

苦情の処理過程は透明性を持ち、利用者や職員に適宜情報を提供する。ただし、個人情報には十分配慮する。

(4) 解決策の検討と実地

苦情に基づいて適切な解決策を検討し、必要に応じて実施する。これには、職員の再教育、業務プロセスの見直し、または他の適切な措置が含まれる。

(5) 苦情処理の記録と評価

苦情の処理過程と結果を記録し、これを基に虐待防止のためのシステムやプロセスを図る。

10. 指針の閲覧

本指針は求めに応じていつでも利用者及び家族が閲覧できるように、市のホームページに公開する。

附則

本指針は令和6年4月1日より施行する。